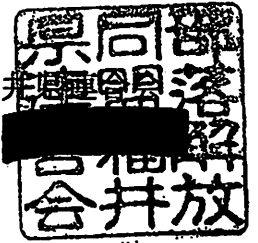




2009年7月1日

福井県知事 西川 一誠 様

部落解放同盟福井県連合会



福井県との懇談会の実施について（ご依頼）

うっとうしい日が続きますが、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、部落差別撤廃に向けご尽力を賜り、深く敬意を表します。

さて部落問題をめぐる今日の状況についてですが、3年前に発生した一連の不祥事は、水平社宣言を冒瀆するものであり、部落解放運動が営々として築いてきた成果を後退させてしまったといわざるを得ません。

私たちは、組織の総点検・改革運動を推進してまいりました。その後、再生・改革運動に方向を定め取り組んでいます。徐々に成果もあがってきています。

しかし、一方で部落差別に基づく結婚差別や就職差別、更には不動産の売買や取得に係わった部落差別事件は後を絶たない実態があります。また、電子版を含む新たな部落地名総監が回収され、今日においても調査会社が部落差別調査をしている事実が明らかになりました。

このような厳しい差別の現状を踏まえると、1993年12月の国連総会で採択された「国内人権機関の設置に関する原則」（パリ原則）を踏まえた「人権侵害救済法」（仮称）の早期制定が求められます。

また、「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」を活用した、教育・啓発活動を強化して行くことが必要です

つきましては、以上の状況を踏まえて、今後、福井県の同和行政・人権行政の推進について十分なる話し合いをお願いしたく存じます。話し合いの日時は下記の通りです。宜しくお願いいたします。

記

期 日	2009年8月26日（水）13:00～16:00
場 所	福井県立図書館 若狭図書学習センター 小浜市南川町 TEL 0770-52-2705
出席者	福井県連 50名前後
懇談内容	後日送付いたします。

2009年7月13日

福井県庁

人権室長 飯田 久人 様



部落解放同盟福井県連



県交渉の交渉内容の送付について

暑い日が続きます。皆さんお変わりありませんか。福井県交渉の日程などについては先般お願いいたしました但交渉内容につきましては後日送付ということで送ってありませんでした。

出来ましたので送らせていただきます。

よろしくお願いいたします。

記

福井県交渉の交渉内容

2部

以上

部落問題解決に向けた福井県交渉

2009年8月26日

1. 「人権教育・啓発推進法関係」について

- (1) 「人権教育・啓発推進法」の推進計画には「県」の調査と「部落解放・人権研究所」の調査には大きな開きがある。その開きは何かを説明していただきたい。調査日の違いだけでは納得できません。納得できるよう具体的な資料を添えて説明をお願いしたい。納得できなければ第2次、第3次の交渉をしなければなりません。
- (2) 「人権教育・啓発推進法」では人権教育や人権啓発は自治体や国民の責務であると言い切っており、その法律が発効してからすでに9年が過ぎている。人権教育や人権啓発がすべての自治体で実行できるのはいつからか。
- (3) 「人権教育や人権啓発についての推進計画」には何にでも当てはまる計画の羅列が多い。一般差別の解消も大変大事なことである。しかし、これを続けていけば同和問題の解決につながるとは思えないものが多い。同和問題解決につながる具体的な計画を資料を添付して提出していただきたい。

2. [] における差別発言について

「差別事象」の内容と発覚後の経過

- ①被害者と発生場所 被害者は [] 内で飲食店を営んでいる。差別発言はその飲食店内で発生した。
- ②発生日時 この事象が発覚する2～3ヶ月前、被害者と加害者だけになってから何回か繰り返しおこなわれている。
- ③差別の状況 夜遅く他の客がないとき、次のような差別発言があった。
「自分は [] で部落の近くに住んでいたからよく知っている。エタ、非人って知っているか。どんな字書くかわかるか。
非人は人間ではないと書くんや。エタ、非人は人間と違うんや。」「(指4本だして) これ何か知っているか。」「 [] こもそういうところがあるんや」
「被害者の子(女性)の話題が出たとき、どうせ結婚なんかできんやろ。」

④今後の取り組み

◎ 被害者の現状

最初の訴えから一転、運動の必要性は認識するが、実名や店の名前、家族（子ども）などが知られることの無いようにしてほしい。

身の回りの影響（下記）を考えると、今回の訴えは取り下げたい。

- ・家族への影響
- ・店（飲食店）への影響
- ・市内での噂
- ・上記によるストレス（今後どうなるのか心配）

◎ [] の現状

解放同盟として [] と話し合ったことはないが、被害者の話では

- ・同和地区民が「そっとしておいてほしい。」という考えをもっていることをいいことに、同和問題についての学習はしていない。

<県としての対応は>

- (1) 県として [] の「寝た子を起すな」的な対応についてどう考え、行動してきたか。
[] の同和地区民の背負いきれない「差別の痛み」を行政側はどう考え、「痛み」を取り除く努力をしているか。
被害者がこの差別問題について、最初の訴えから一転してしまう背景には何があると考えているか。
- (2) 同和地区住民が教育や啓発をしてほしくないといえは何もしなくていいのか。賢明な県庁職員であれば何らかの方法が見出せるのではないのか。人権教育・啓発推進法ではその地域の実態に応じて推進することを述べている。
一般的な差別問題についても同じように啓発活動をしていないのか。していれば具体的に述べていただきたい。

3 [] や [] など差別事象について

悪質・陰湿・巧妙化する差別事件の事例は、枚挙にいとまがない状況にあり、とりわけ電子版を含めた新たな部落地名総監差別事件、行政書士などによる戸籍等大量不正取得事件、おびただしいインターネット差別書きこみ事件、新採時の統一応募用紙違反事象なども急増している。

内においても、同和地区住民や同和地区企業に対する差別文書郵送事件など今までになかったような差別事件が発生している。

＜県としての対応は＞

電子版を使った「いじめ」や差別落書きが多発しており、陰湿な「いじめ」による「自殺」者もでてしていると聞いている。最近発生しているグーグル社の検索サイト「ストリートビュー」は深刻でプライバシーを侵害していると考える。

- (1) 県教育委員会はインターネット被害、特にメール被害についてどう考え、どう対応しているか。
- (2) 「ストリートビュー」についてどう考え、対処しているか。
- (3) 内で発覚した差別落書き、投書、差別文書郵送事件などいまだに解決しない事象が多い。そんななか、2009年6月にで新たなが発覚した。差別事象が発覚したら同じような対処の繰り返しで終わっている。今後差別落書きが発生した場合、どう対処すればいいと考えるか。

4. 結婚相談所について

福井県内の自治体においてどんな形態であれ、結婚相談所が設置されていると聞くが、男女の出会いが少ない現在の社会においては必要なことだと思われる。

しかし、他県の例でも見られるように、結婚相談所で申込書や相談カードに禁止されている事項について記載をさせている事例が多く発生している。これらは、95年通産省（現経済産業省）「通達」の「基本的人権を侵害することがないよう万全の配慮を」という「行動指針」に反している。たとえば申込書・相談カードに「本籍」「宗教」「既往症」「身体上の障害」「家族構成・職業・続柄」「職業」「離婚理由」「転居理由」を書かせていることなどである。

部落差別の最後の壁は、就職と結婚である。教育、就職、結婚が部落問題解決への主要課題であり、全国的な取組みをさらに本格化させていくことが必要である。

結婚相談所については、福井県内においても多くあると思われるが、違反しているような事例はないか。調査、指導等の実施についてもお聞かせ願いたい。

<県としての対応は>

結婚相談所について

- (1) 県内各自治体にある結婚相談所について把握しているか。
 - ・ 県内に結婚相談所は幾つあるか
 - ・ 設置形態はどのようなものがあるか
- (2) いくつかの自治体の結婚相談所についてサンプルを取り寄せてもらいたい。
- (3) 違反したところがあるとするば、それはどのようなことか
- (4) 問題点はないか。 点検・指導をしているか。
 - ・ 設置形態 (公設公営、公設民営、民設民営)
 - ・ 申込用紙・相談カードの記載などについて報告を求め点検、調査、指導しているか
 - ・ 各自治体の連携をとっているか

5. 公正採用問題について

<県としての対応は>

- (1) 平成19年度に福井県教育委員会がおこなった、「公正採用選考チェック表」の取り組み結果を明らかにされたい。
- (2) また、その結果を事業所指導・啓発にどのように生かされているのか明らかにされたい。
- (3) 企業の受験結果の調査は県教委がしている。違反事例は平成16年では6件、平成19年は169件になっている。16年以降の違反事例を年度別と多い順に分けて示し、なぜ増えたのか点検・分析・考察を行い、違反の実態を明らかにされたい。
- (4) 改革を行ったようであるが、どのような改革をおこない、結果はどうであったか。
- (5) 教師は採用してほしいので、少々差別的なことがあっても目をつぶる傾向もあるように見受けられるが、労働行政でしっかりやってもらいたい。

6. [redacted]のあり方について

[redacted]行政では昭和44年以来、部落差別をはじめあらゆる差別問題を解決するため尽力されている。しかし、今日的差別実態としてその内容を見る限り、形を変え悪質化しながら厳然として部落差別は存在している。

[redacted]には同和問題の解決を図るための地域の拠点施設として [redacted] がある。

[redacted]には大きく分けて二つの事業があり、一つは人権啓発、もうひとつは各種相談活動（社会福祉、保健衛生、文化・教養、社会教育、団体育成など）であり、国は [redacted]の重要性を鑑み補助金を出している。

以上のことから [redacted]は部落解放の最重要拠点であると考えられ、人権啓発や相談事業として地域の交流拠点にしなければなりません。だからこそ、 [redacted]は同和地区内においてこそ存在意義があると言えるのである。

[redacted]や [redacted]は人権センターとして拡充していただきたいと考えている。

[redacted]で発生した [redacted]、 [redacted]、 [redacted]など差別事象などに対して、 [redacted]は解放同盟に以下のような回答を寄せられました。

そこで、前述の [redacted]に対する町からの回答の一部を掲載します。

『今回の [redacted]に関する経緯等とりまとめましたが、今後とも貴職および人権啓発団体等とも協議しながら、差別のない明るいまちづくりに積極的に取り組んでいく所存ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。』

<県としての対応・指導について>

- (1) [redacted]のあり方についてどのような指導をされているか。
- (2) [redacted]である。人的、物的、金銭的に十分と考えているか。

○人的な面 教育・啓発についてどのようなことで支援されているか。

・国の基準 [redacted] 1名
[redacted] 1名
[redacted] 1名
[redacted] 1名
[redacted] 2名

○ [redacted]に対する補助金

補助率 [redacted]
補助対象 [redacted]

7. 県が実施した人権意識調査について

- (1) 結果についての説明と、点検・分析して明らかになったことについて説明していただきたい。

8. [] の整備について

- (1) [] と協議の上なるべく早く完成してほしい。
- (2) 癒しの場、憩いの場、運動の場など兼ね備えた公園にしてほしい。

9. [] の整備について

- (1) [] をつくってほしい。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H21. 8. 26

要 求 項 目	回 答
<p>1 「人権教育・啓発推進法」関係について</p> <p>(1) 「人権教育・啓発推進法」の推進計画には「県」の調査と「部落解放・人権研究所」の調査には大きな開きがありますが、それについてどのように分析されているか具体的にお聞かせいただきたい。</p> <p>(2) 「人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備がなされましたが、市町における教育及び啓発の主体的な取り組みについて、県の立場として、どのように把握し、また、指導されているか具体的にお聞かせいただきたい。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>(1) 部落解放・人権研究所が平成19年10月1日時点で行なった「人権教育・啓発推進法に基づく計画等に関するアンケート」については、県と10市町が回答し、5市町が策定済みと回答したところである。一方、県は、平成19年8月28日の当懇談会において5市町が策定済みと回答した。</p> <p>その後、9市町が策定し、県は、平成20年8月26日の当懇談会において14市町が策定済みと回答した。</p> <p>地域福祉課、生涯学習課</p> <p>(2) 市町から、毎年、人権教育・人権啓発実施計画および実施結果を徴し、市町の取組状況を把握している。また、市町人権主管課長会議、市町人権教育担当者会議等を開催し、市町に対して、人権教育啓発推進法に基づき、人権教育・啓発を推進するよう指導している。</p>
<p>2 ■■■■における差別発言について</p> <p>同和地区の住民が教育や啓発について否定的立場の場合、■■■■はその現実をどう整理・分析し、実効性ある施策に結び付けていくべきと判断されますか、また、県の立場としてどのように対応されるのかをお聞かせいただきたい。</p>	<p>地域福祉課、生涯学習課</p> <p>人権教育・啓発を実効性のあるものとするためには、地元住民の方々の十分な理解が必要であることから、今後、■■■■に対して、人権施策推進計画を早急に策定するとともに、同計画に基づき、人権教育・啓発を推進するよう指導していく。</p>

要求項目	回答
<p>3 差別落書きや差別ピラなど差別事象について</p> <p>悪質・陰湿・巧妙化する差別事件の事例は、枚挙にいとまがない状況にあります。電子版を使った「いじめ」や差別落書きが多発しており、陰湿な「いじめ」による「自殺」者もでてしていると聞いています。最近ではグーグル社の検索サイト「ストリートビュー」はプライバシーを侵害していると考えますが、次の点についてお聞かせいただきたい。</p> <p>(1) 県教育委員会はインターネット被害、特にメール被害についてどう考え、どう対応していますか。</p> <p>(2) 「ストリートビュー」についてどう考え、どう対処していますか。</p> <p>(3) [] 内で発覚した []、[] [] などはいまだに解決していません。そんななか、[] [] で新たな [] が発覚しましたが、どれも同じような対処の繰り返しで終わっているように思えます。繰り返される陰湿な [] について、どう対処すべきと考えておられるかお聞かせいただきたい。</p>	<p>高校教育課、義務教育課</p> <p>(1) インターネットには負の部分があり、児童・生徒をその危険性から守っていく必要があると考えている。</p> <p>まず、掲示板等やメールを通じたネットいじめがあった場合、子どもがすぐに相談できるようにするため、教師と児童・生徒との信頼関係づくり、カウンセラー等の体制づくりに努めている。</p> <p>また、平成19年度から、ネットの問題をテーマとした研修を全県の生徒指導担当教員対象に実施しているほか、教育研究所では、情報モラルに関する研修を多数開講し、教員の指導力の向上に努めている。</p> <p>児童・生徒向けとしては、技術家庭科等の授業での指導のほか、教育研究所の出張講座、県警の協力による非行防止教室を学校において開催し、情報モラルを柱とする人権教育によって、問題の未然防止に努めている。</p> <p>地域福祉課</p> <p>(2) 「ストリートビュー」も含め、インターネット等を利用した差別行為の防止については、本県が加入している全国人権同和行政促進協議会において対応を検討しているところであり、国に対して、人権侵害行為等の防止に向け、法的措置も含め、実効性のある対策を早急に講じるよう要望している。</p> <p>(3)</p> <p>高校教育課、義務教育課</p> <p>差別事件の根絶は、発達段階をふまえた教育により、科学的、合理的な考え方を身に付けさせることが重要であるとの認識に基づき、学校教育においては、すべての小・中・高等学校・特別支援学校を対象に地区別人権教育研究協議会を開催し、各学校の情報交換を行うなど、人権教育の取組みの強化を図っている。各学校においても積極的に校内研修を実施し、教職員の意識向上に努めている。</p> <p>地区別人権教育研究協議会では、指導主事を分科会ごとに配置し、「子どもの実態に応じた、人権教育の指導内容や指導方法のあり方」という観点から、きめ細かな指導・助言を行っている。</p> <p>(次頁に続く)</p>

要 求 項 目	回 答
	<p>県学校同和教育研究協議会が行う調査結果では、すべての小・中・高等学校・特別支援学校において、あらゆる教育活動を通じ、<u>繰り返し人権教育が推進されている</u>。特に、<u>道徳・特別活動・総合的な学習の時間を中心に、「人権感覚豊かで実践力のある子どもの育成」</u>を目指している。その際には、「<u>体験的参加型学習</u>」を取り入れるなど、指導方法の工夫も見られるようになってきている。</p> <p>これらの取組みをさらに発展させるため、平成23年4月に完全実施される新しい学習指導要領の柱のひとつである「<u>体験学習の充実</u>」を図り、<u>差別を許さない「人権感覚豊かで実践力のある子どもの育成」</u>を図る指導を行っていききたい。</p> <p>生涯学習課</p> <p>社会教育においては、差別事件の根絶のために、これまでの種々の研修会の内容・手法を一層充実させ、参加者の人権意識の高揚を図るとともに、伝達講習などの活動を通してより多くの人に人権教育を普及させることで、地域社会に人権感覚の土壌を作り上げることが重要であると考える。</p> <p>このことを踏まえ、各研修会ではアンケートを実施し参加者ニーズを把握することで、研修会の内容や方法の見直しを図っている。</p> <p>今年度の「福井県人権教育指導者研修会」では、講演会では結婚差別を、体験的参加型学習では、「世間体」を取り上げ、人権についての自分自身の考えを明確にして話し合える場の設定を行った。</p> <p>また、社会教育指導員研修会では、人権・同和教育の先進的な実践を各市町に周知するため、高浜町や美浜町などの取り組みについての発表を実施している。</p> <p>今後は、各市町の人権教育指導者の資質向上を図りながら、地域や団体、職場において自主的で効果的な人権・同和教育、啓発活動が行われるよう指導していききたい。</p> <p>地域福祉課</p> <p>人権啓発においては、<u>██████</u>等の事象を重く受け止め、社会教育と連携しながら、「人権啓発講演と映画の会」、「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」等における内容の充実を図っていく。また、<u>嶺南振興局職員を対象とした同和問題の研修会を開催する予定である</u>。今後とも、人権啓発の充実に努めたい。</p>

要 求 項 目	回 答
<p>4 結婚相談所について</p> <p>結婚相談所はどのような形であれ、福井県内においても多くあると思われませんが、申込書や相談カード等の記載内容について、95年通産省（現経済産業省）「通達」の「基本的人権を侵害するようなことがないよう万全の配慮を」という「行動指針」に違反しているような事例はないか。調査・指導等の実施についてもお聞かせいただきたい。</p> <p>(1) 県内各自治体にある結婚相談所について、数や設置形態等どのように把握されていますか。</p> <p>(2) いくつかの自治体の結婚相談所について、申込書や相談カード等のサンプルを取り寄せてもらいたい。</p> <p>(3) 問題点の有無、今後の調査・点検・指導についてお聞かせいただきたい。</p>	<p>子ども家庭課、農林水産振興課</p> <p>(1) 自治体および自治体が関与する団体が実施している結婚相談は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、福井県婦人福祉協議会に委託して、県内12地区で結婚相談事業を実施 ・ 県内17市町のうち、2市（勝山市・鯖江市）が、結婚相談事業を実施（県の相談員に対して、市の相談員を重ねて委嘱） ・ (社)ふくい農林水産支援センターが、県内7地区で結婚相談事業を実施（市町の推薦により相談員を委嘱） <p>(2) (別添資料)</p> <p>(3) 結婚相談申込書の記載項目については、人権が侵害されないよう配慮されているか調査を行い、必要な指導を行ってきている。 結婚相談申込書については、結婚相談という特性上、本人の職業、家族の状況、同居・別居の区分などの記載欄を設けている。ただし、本人が記入したくない欄は空白でよい旨を明記している。 今後とも、結婚相談について、人権が侵害されないよう調査・点検を随時行い、必要な指導を行っていく。</p>

要 求 項 目	回 答
<p>5 公正採用問題について</p> <p>(1) 平成19年度に福井県教育委員会がおこなった、「公正採用選考チェック表」の取り組み結果を明らかにされたい。</p> <p>(2) また、その結果を事業所の指導・啓発にどのように生かされているのか明らかにされたい。</p> <p>(3) 企業の受験結果の調査は県教委がしている。違反事例は平成16年では6件、平成19年は169件になっている。16年以降の違反事例を年度別と多い順に分けて示し、なぜ増えたのか点検・分析・考察を行い、違反の実態を明らかにされたい。</p> <p>(4) 改革を行ったようであるが、どのような改革をおこない、結果はどうであったか。</p>	<p>高校教育課</p> <p>(1) 平成19年7月4日に開催された「厚生労働省通達に基づく就職差別撤廃に向けた学習会」の結果に基づき、「公正採用選考チェック表」の内容を修正した上で、新たに公正採用に係る調査マニュアルを明確化した。そのマニュアルに従い、各高等学校では、採用試験の事前指導の際生徒に対し公正採用選考について説明するとともに、調査の趣旨や「公正採用選考に係る受験報告書」の記入方法について説明した。その後、事業所や公務員等の採用試験を受けた生徒全員が「公正採用選考に係る受験報告書」を記入し、そのすべての報告書を公正採用選考関係機関連絡会議（平成13年設置）に提出し、不適切事象の確認を行った。</p> <p>(2) 平成20年4月の公正採用選考関係機関連絡会議に、福井労働局の担当職員の参加のもと、平成19年度の調査結果全体を踏まえ、企業に対する指導を依頼した。労働局は関係ハローワークを通じてこれらの企業に対し、個別訪問により公正な採用選考を行うよう指導している。 また、企業向け啓発用リーフレットを作成し、各高等学校から事業所等へ、求人や応募の際に配布した。</p> <p>(3) 調査の結果、県内企業で平成16年6件、平成17年14件、平成18年74件、平成19年169件、平成20年104件の不適切事象があった。採用試験を受けた生徒全員が、公正採用選考についてしっかりした認識を持って「公正採用選考に係る受験報告書」を記入し、そのすべてを提出し、不適切事象の確認を行ったことが、件数増加につながった。平成19年の調査結果を受け、労働局の指導の結果、平成20年の違反事象件数の減少につながっている。違反の実態として一番多いのは、家族構成に関するものであった。</p> <p>(4) 「公正採用選考チェック表」の内容を修正し、公正採用に係る調査マニュアルを明確化したうえで、採用試験を受けた生徒全員が記入した「公正採用選考に係る受験報告書」をすべて、公正採用選考関係機関連絡会議に提出するようにした。このことで、不適切事象の状況をしっかり把握できるようになった。</p>

要 求 項 目	回 答
<p>6 [redacted]のあり方について</p> <p>[redacted]には同和問題の解決を図るための地域の拠点施設として[redacted]があります。</p> <p>[redacted]は大きく分けて二つの事業があり、一つは人権啓発、もうひとつは各種相談活動（社会福祉、保健衛生、文化・教養、社会教育、団体育成など）であり、国は[redacted]や[redacted]の重要性を鑑み補助金を出しています。</p> <p>以上のことから[redacted]は部落解放の最重要拠点であると考えられ、人権啓発や相談事業として地域の交流拠点にしなければなりません。だからこそ、[redacted]は同和地区内においてこそ存在意義があると言えるのです。</p> <p>[redacted]は[redacted]として拡充していただきたいとも考えています。県の立場として隣保館のあり方についてお聞かせいただきたい。</p> <p>(1) [redacted]のあり方についてどのような指導をされていますか。</p> <p>(2) [redacted]は[redacted]と[redacted]を兼ねた[redacted]ですが、人的、物的、金銭的に十分と考えていますか。</p>	<p>地域福祉課、子ども家庭課</p> <p>(1) [redacted]については、[redacted]に基づき、生活上の各種相談事業や人権啓発などの各種事業を行うとともに、[redacted]については、[redacted]の[redacted]に基づき、児童の健康増進と情操を豊かにする活動を行うなど、適切な運営を指導している。</p> <p>地域福祉課、子ども家庭課</p> <p>(2) [redacted]については、[redacted]、[redacted]の[redacted]に基づき、[redacted]と[redacted]が発揮できるよう、適切に運営される必要があると考える。[redacted]の機能が十分発揮できるよう、設置主体である[redacted]において検討していただきたい。</p>

要 求 項 目	回 答
<p>7 県が実施した人権意識調査について</p> <p>結果についての説明と、点検・分析して明らかになったことについて説明していただきたい。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>「人権問題」についてのアンケート調査結果の概要および分析結果は次のとおりである。</p> <p>① 回答者の約4分の3が、現在の日本では基本的人権が概ね尊重されていると感じている。</p> <p>② 同和問題に関する意識については、既婚者に対して「お子さんの結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合にどのようにするか」を尋ねたところ、「子どもの意思を尊重する」(13年度調査36.4%→今回調査39.5%)、家族や親戚の反対があれば認めない(7.9%→6.0%)、「絶対結婚を認めない」(6.4%→5.1%)となった。</p> <p>また、未婚者に対して「同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親戚から反対を受けた場合にどのようにするか」を尋ねたところ、「親の説得に全力を傾けたのちに自分の意思を貫いて結婚する」(56.7%→69.6%)、「自分の意思を貫いて結婚する」(22.4%→25.0%)、「家族や親戚の反対があれば結婚しない」(17.9%→5.4%)、「絶対結婚しない」(3%→0%)となった。</p> <p>以上のことから、同和問題に関する意識については、前回調査(平成13年度)と比較して、差別意識は着実に解消傾向を示している。</p>

要求項目	回答
<p>8 [redacted]の開発事業について [redacted]側の [redacted]はどうなっていますか。 (昨年の回答にあった[redacted]で [redacted]を行い、 出来る限り早く工事に着手するにつ いて)</p>	<p>土木部、嶺南振興局 交通安全上早期に改良する必要があると認識しており、[redacted]区役員の方々には事業の概要を説明し事業に対する理解をいただいている。 [redacted]については、本年8月末にはすべて[redacted]区に[redacted]が完了予定である。 今後は以下の手続きを進めながら、早期に工事着手したいと考えている。</p> <p>(1) 工事計画について ア [redacted]区民全体への詳細な工事の説明および了解 ・工事の施工方法、工程などについての説明を行う イ 警察との[redacted] ・基本的には了解は得ているが詳細な協議を行う</p> <p>※上記、工事計画の了解が得られた後は、以下の手続きを同時並行で進めていく</p> <p>(2) [redacted]について ア [redacted] ・[redacted]する イ [redacted] ・[redacted]によって[redacted] ウ 漁業補償 ・[redacted]によって[redacted]</p> <p>(3) 関係法令の手続きについて ア [redacted] イ [redacted]</p>

要求項目	回答
<p>9 [redacted]の[redacted]について</p> <p>[redacted]である[redacted]において、中央部分では[redacted]が激しく[redacted]では逆に[redacted]。来期に向けて[redacted]をお願いしたい。</p> <p>また、[redacted]においても[redacted]が浅く、[redacted]について検討願いたい。</p>	<p>土木部、嶺南振興局</p> <p>要望の海岸の状況については、「[redacted]」の「[redacted]」側に[redacted]が進み、一方、[redacted]にかけて砂浜が減少する傾向となっているため、これまで、平成[redacted]および[redacted]に[redacted]を行ってきた。</p> <p>現況においては、[redacted]が[redacted]に利用されていることを踏まえ、今冬の侵食状況を見極めて方策を検討し、[redacted]までに、[redacted]の[redacted]の対応を実施したい。</p> <p>なお、[redacted]確保するため、現地の状況を踏まえて[redacted]に[redacted]を実施しており、[redacted]にも[redacted]を計画している。</p> <p>実績</p> <p>[redacted] [redacted] [redacted]</p> <p>[redacted] [redacted] [redacted]</p>